

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月9日提出
【計算期間】	第23特定期間(自 2022年9月13日至 2023年3月10日)
【ファンド名】	国際インド債券オープン（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社　　２０２３年１０月１日より三菱ＵＦＪア セットマネジメント株式会社に变更
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））		アフリカ	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし
		中近東（中東）		
		エマージング		
資産複合				

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、債券（一般 [*] ）に投資する。 * 一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1

インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とします。

■ 当ファンドの主要投資対象

	インドの公社債	国際機関債
概要	国債、政府機関債、社債等をいいます。 ※社債については、インドの企業が発行する社債のほか、次のものを含みます。 ・インドの企業が原則として100%出資する企業（以下「子会社」といいます。）が発行する社債 ・子会社が原則として100%出資する企業（当該企業も子会社とみなします。）が発行する社債	国の枠組みに関わらず設立された国際機関が発行する債券をいいます。
発行体の所在地	インド ※子会社については、インドに限られません。	世界各国

◆ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

◆ インド・ルピー建債券のほか、米ドル建債券にも投資します。

● 米ドル建債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2

債券からの安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を目指します。

◆ インドの公社債を中心に投資を行います。流動性・信用力等を考慮し、国際機関債にも投資を行います。

※外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建の公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等取得する必要があるほか、その他の規制がかかる場合があります。また、インド・ルピー建の公社債への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。なお、投資規制ならびに税制は今後変更される場合があります。（2023年3月末現在）

投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

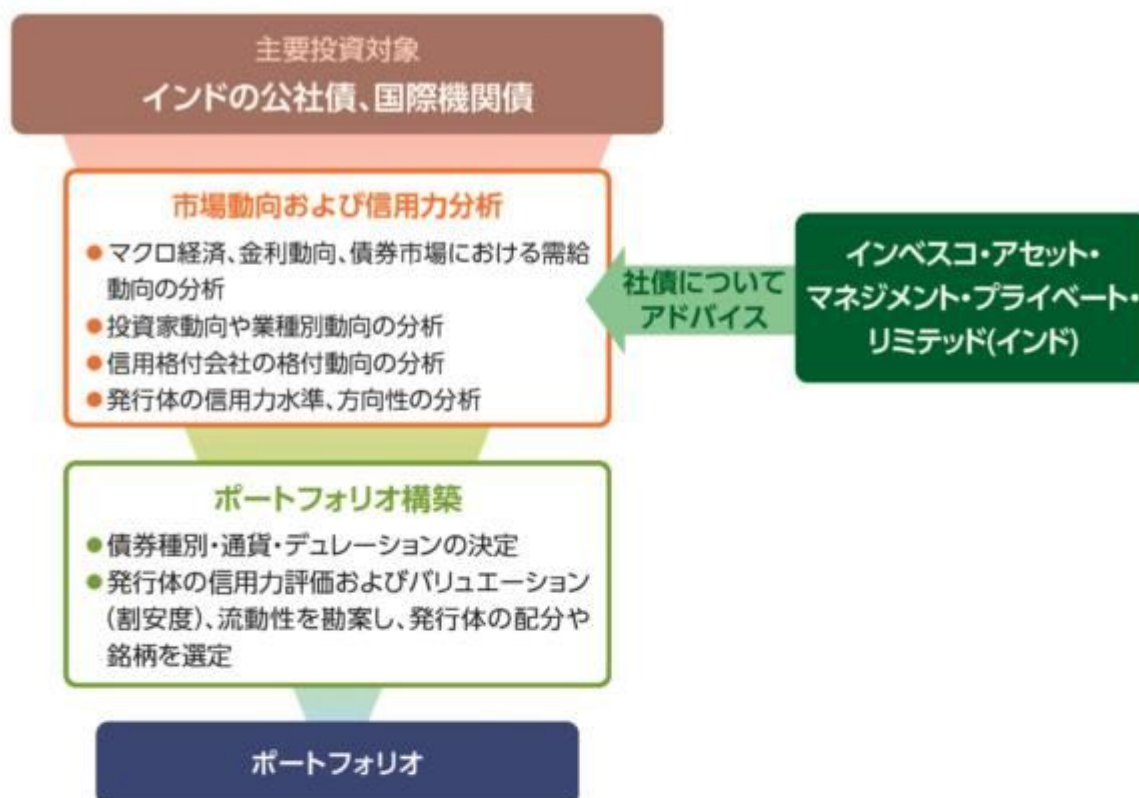
また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

◆ 社債については、インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（インド）のアドバイスを受け、運用を行います。

インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（インド）は、インドに拠点を置く資産運用会社です。

■ 運用プロセスのイメージ



※上記は銘柄選定の視点／着眼点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
- ・原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならない場合があります。)



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



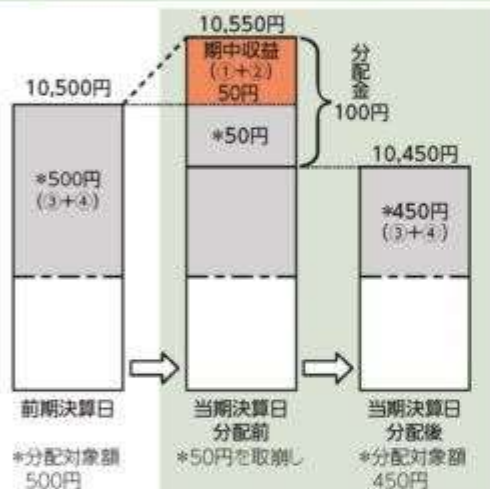
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

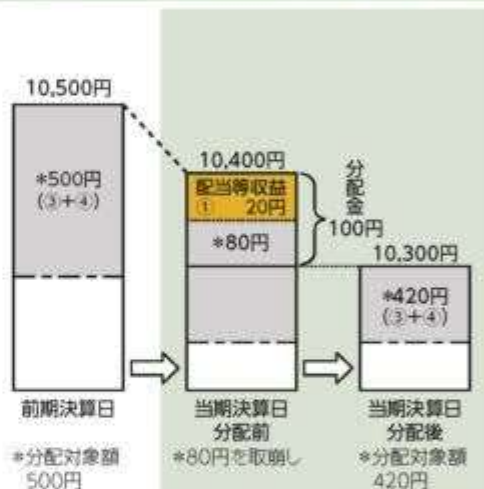
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



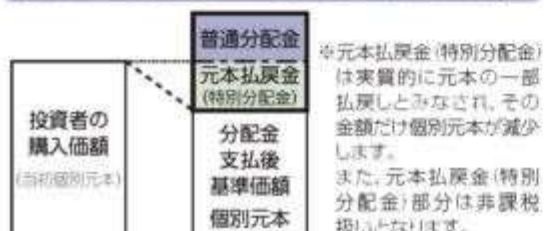
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
社債への投資	社債への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の60%以内とします。
同一企業が発行する社債への投資	同一企業が発行する社債への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2011年12月16日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

2020年6月10日 信託期間を2021年 8 月10日までから2026年 8 月10日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	
信託財産の保管・管理等を行います。		
投資 ↓ ↑ 損益		
マザーファンド		
投資 ↓ ↑ 損益		
有価証券等		

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2023年3月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b．マザーファンド受益証券への投資を通じて、インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。インド・ルピー建以外の債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように直物為替先渡取引等を行います。
- c．債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d．実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- e．重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- f．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産

凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向、資金動向および残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

インド債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（５）投資制限 ＜信託約款に定められた投資制限＞の ないし および に定めるものに限り
ます。）に係る権利
- c．約束手形
- d．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたインド債券オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に
限ります。）の行使により取得した株券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものを
いいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項
第６号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定める
ものをいいます。）
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品
取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同
じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からk．の証券または証書の
性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定め

- るものをいいます。)
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)
 - o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。)
 - p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - q．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。)
 - r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - t．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - u．外国の者に対する権利でt．の有価証券の性質を有するもの
- なお、a．の証券または証書、l．およびq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券、n．の証券のうち投資法人債券ならびにl．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡取引および為替先渡取引
- d．直物為替先渡取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

インドの公社債^{*}、および国際機関債を主要投資対象とします。

^{*} 社債については、インドの企業が実質的に100%出資する企業（所在地はインドに限りません。）が発行する社債を含みます。以下同じ。

（２）投資態度

インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。インド・ルピー建以外の債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように直物為替先渡取引等を行います。

債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

３．投資制限

（１）社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

（２）同一企業が発行する社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（３）株式への投資割合は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（４）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（５）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（６）有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

（７）スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

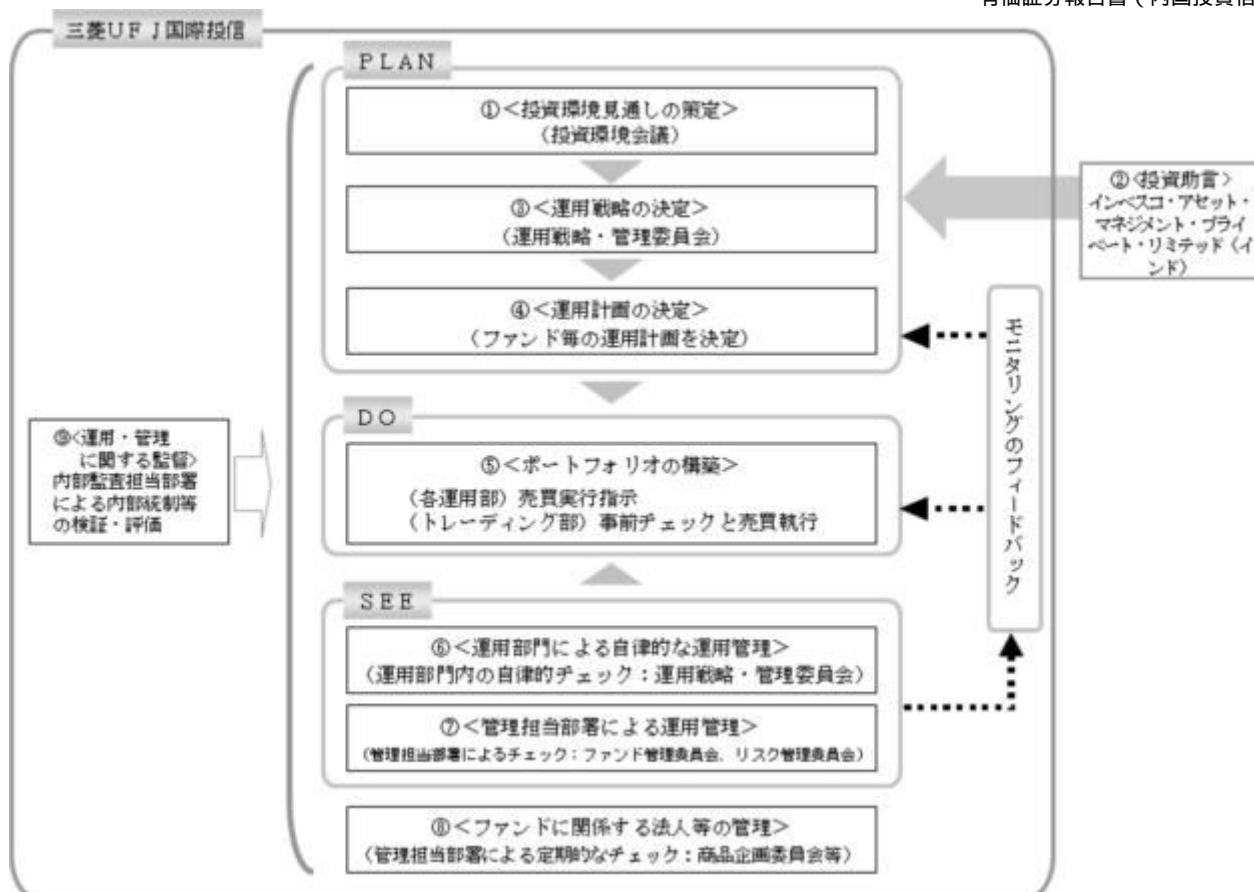
（８）直物為替先渡取引は、約款第28条の範囲で行います。

（９）外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

（１０）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、インベスコ・アセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（インド）（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社

の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第１期および第２期の決算日には原則として分配を行いません。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向および残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控

除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

社債への投資制限

社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

同一企業が発行する社債への投資制限

同一企業が発行する社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

株式への投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（a）信託財産に属する株券

（b）株式分割により取得する株券

（c）信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）

ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、これらの各取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下d.において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下d.において同じ。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下d.において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. d.においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみな

した額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

g．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。

なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する

比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、実質的にインド・ルピー建資産（米ドル建資産については、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。）に投資します。そのため、インド・ルピーが円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。ファンドは、インド・ルピー建および米ドル建の債券に投資を行うため、インドおよび米国の金利の変動の影響を受けます。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

また、投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。社債は、国債と比較して市場規模が小さく流動性が低い傾向にあるため、投資環境によってはより機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建の公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、その他の規制がかかる場合があります。また、インド・ルピー建の公社債への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。

なお、投資規制ならびに税制は今後変更される場合があります。（2023年3月末現在）

投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

- b．ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- c．委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止す

ることおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことならびに換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。

- d．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- e．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- f．ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はいえないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- g．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- h．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンス・インデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債のうちの代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3％が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.65％（税抜1.50％）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.76％	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.70％	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04％	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績

は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額

が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2023年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【国際インド債券オープン（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,753,996,756	99.70
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	20,080,046	0.30
純資産総額		6,774,076,802	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	インド債券オープン マザーファンド	2,913,843,029	2.3288	6,785,757,646	2.3179	6,753,996,756	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 5年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年3月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末日（平成25年４月10日）	179,565,689	180,682,031	12,868	12,948
第17計算期間末日（平成25年５月10日）	163,795,642	164,770,707	13,439	13,519
第18計算期間末日（平成25年６月10日）	133,989,632	134,846,042	12,516	12,596
第19計算期間末日（平成25年７月10日）	125,200,671	126,034,612	12,010	12,090
第20計算期間末日（平成25年８月12日）	111,681,035	112,506,493	10,824	10,904
第21計算期間末日（平成25年９月10日）	105,171,721	105,994,882	10,221	10,301
第22計算期間末日（平成25年10月10日）	472,119,400	475,655,371	10,682	10,762
第23計算期間末日（平成25年11月11日）	625,777,514	630,515,466	10,566	10,646
第24計算期間末日（平成25年12月10日）	585,673,188	589,846,120	11,228	11,308
第25計算期間末日（平成26年１月10日）	319,734,494	321,997,858	11,301	11,381
第26計算期間末日（平成26年２月10日）	231,614,192	233,304,394	10,963	11,043
第27計算期間末日（平成26年３月10日）	209,338,693	210,843,202	11,131	11,211
第28計算期間末日（平成26年４月10日）	142,517,288	143,539,445	11,154	11,234
第29計算期間末日（平成26年５月12日）	111,307,685	112,087,826	11,414	11,494
第30計算期間末日（平成26年６月10日）	93,628,641	94,262,366	11,819	11,899
第31計算期間末日（平成26年７月10日）	108,515,286	109,273,423	11,451	11,531
第32計算期間末日（平成26年８月11日）	146,418,219	147,464,832	11,192	11,272
第33計算期間末日（平成26年９月10日）	257,796,806	259,554,047	11,736	11,816
第34計算期間末日（平成26年10月10日）	402,302,020	405,001,988	11,920	12,000
第35計算期間末日（平成26年11月10日）	330,503,085	332,583,099	12,712	12,792
第36計算期間末日（平成26年12月10日）	282,575,363	285,943,044	13,425	13,585
第37計算期間末日（平成27年１月13日）	310,258,607	314,048,209	13,099	13,259
第38計算期間末日（平成27年２月10日）	586,485,485	593,623,158	13,147	13,307
第39計算期間末日（平成27年３月10日）	835,298,966	845,425,267	13,198	13,358
第40計算期間末日（平成27年４月10日）	1,347,844,946	1,364,218,343	13,171	13,331

第41計算期間末日	(平成27年 5月11日)	1,844,317,050	1,867,731,625	12,603	12,763
第42計算期間末日	(平成27年 6月10日)	2,634,745,333	2,667,453,231	12,889	13,049
第43計算期間末日	(平成27年 7月10日)	3,397,860,418	3,440,883,585	12,636	12,796
第44計算期間末日	(平成27年 8月10日)	3,947,363,418	3,996,800,704	12,775	12,935
第45計算期間末日	(平成27年 9月10日)	4,102,276,927	4,158,325,165	11,711	11,871
第46計算期間末日	(平成27年10月13日)	4,542,474,112	4,602,861,536	12,036	12,196
第47計算期間末日	(平成27年11月10日)	4,867,305,978	4,932,581,983	11,930	12,090
第48計算期間末日	(平成27年12月10日)	5,569,734,913	5,646,861,010	11,555	11,715
第49計算期間末日	(平成28年 1月12日)	5,901,955,572	5,986,459,225	11,175	11,335
第50計算期間末日	(平成28年 2月10日)	5,759,162,466	5,846,673,454	10,530	10,690
第51計算期間末日	(平成28年 3月10日)	5,836,300,281	5,926,373,598	10,367	10,527
第52計算期間末日	(平成28年 4月11日)	6,133,503,568	6,230,732,585	10,093	10,253
第53計算期間末日	(平成28年 5月10日)	6,277,338,436	6,377,682,475	10,009	10,169
第54計算期間末日	(平成28年 6月10日)	6,527,468,163	6,614,105,193	9,795	9,925
第55計算期間末日	(平成28年 7月11日)	6,322,872,765	6,412,464,562	9,175	9,305
第56計算期間末日	(平成28年 8月10日)	6,603,908,617	6,696,282,257	9,294	9,424
第57計算期間末日	(平成28年 9月12日)	6,816,223,043	6,910,765,439	9,373	9,503
第58計算期間末日	(平成28年10月11日)	7,004,106,438	7,100,190,888	9,476	9,606
第59計算期間末日	(平成28年11月10日)	7,236,764,002	7,335,292,865	9,548	9,678
第60計算期間末日	(平成28年12月12日)	7,579,341,261	7,676,086,805	10,185	10,315
第61計算期間末日	(平成29年 1月10日)	7,596,365,519	7,694,522,452	10,061	10,191
第62計算期間末日	(平成29年 2月10日)	8,228,266,747	8,337,891,312	9,758	9,888
第63計算期間末日	(平成29年 3月10日)	9,429,360,175	9,555,203,058	9,741	9,871
第64計算期間末日	(平成29年 4月10日)	9,959,926,389	10,093,011,081	9,729	9,859
第65計算期間末日	(平成29年 5月10日)	10,527,916,375	10,667,904,110	9,777	9,907
第66計算期間末日	(平成29年 6月12日)	11,231,207,798	11,381,868,543	9,691	9,821
第67計算期間末日	(平成29年 7月10日)	12,338,175,989	12,501,163,451	9,841	9,971
第68計算期間末日	(平成29年 8月10日)	14,083,562,655	14,274,063,087	9,611	9,741
第69計算期間末日	(平成29年 9月11日)	15,011,950,754	15,220,219,721	9,370	9,500
第70計算期間末日	(平成29年10月10日)	17,109,546,175	17,347,680,044	9,340	9,470
第71計算期間末日	(平成29年11月10日)	18,521,511,495	18,779,270,282	9,341	9,471
第72計算期間末日	(平成29年12月11日)	19,688,167,455	19,963,947,210	9,281	9,411
第73計算期間末日	(平成30年 1月10日)	20,081,479,766	20,368,156,894	9,106	9,236
第74計算期間末日	(平成30年 2月13日)	19,196,802,610	19,490,379,435	8,501	8,631
第75計算期間末日	(平成30年 3月12日)	18,332,936,419	18,627,506,398	8,091	8,221
第76計算期間末日	(平成30年 4月10日)	18,868,779,171	19,169,137,677	8,167	8,297
第77計算期間末日	(平成30年 5月10日)	18,408,786,252	18,712,931,737	7,868	7,998
第78計算期間末日	(平成30年 6月11日)	18,102,548,229	18,412,153,482	7,601	7,731
第79計算期間末日	(平成30年 7月10日)	18,002,456,135	18,314,630,657	7,497	7,627
第80計算期間末日	(平成30年 8月10日)	18,018,751,320	18,334,082,547	7,428	7,558
第81計算期間末日	(平成30年 9月10日)	17,027,714,037	17,345,773,012	6,960	7,090
第82計算期間末日	(平成30年10月10日)	16,708,170,381	16,879,972,278	6,808	6,878

第83計算期間末日	(平成30年11月12日)	16,744,622,122	16,910,878,668	7,050	7,120
第84計算期間末日	(平成30年12月10日)	16,945,507,842	17,110,566,148	7,186	7,256
第85計算期間末日	(平成31年 1月10日)	16,298,297,365	16,462,377,794	6,953	7,023
第86計算期間末日	(平成31年 2月12日)	16,261,106,969	16,424,312,354	6,975	7,045
第87計算期間末日	(平成31年 3月11日)	16,417,208,831	16,579,195,292	7,094	7,164
第88計算期間末日	(平成31年 4月10日)	16,418,274,085	16,578,489,701	7,173	7,243
第89計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	15,893,779,338	16,053,238,924	6,977	7,047
第90計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	16,156,650,854	16,316,740,683	7,065	7,135
第91計算期間末日	(令和 1年 7月10日)	16,490,937,784	16,650,822,590	7,220	7,290
第92計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	15,183,606,644	15,341,586,599	6,728	6,798
第93計算期間末日	(令和 1年 9月10日)	15,403,937,966	15,563,259,244	6,768	6,838
第94計算期間末日	(令和 1年10月10日)	15,526,222,734	15,629,195,894	6,785	6,830
第95計算期間末日	(令和 1年11月11日)	15,239,111,928	15,339,601,653	6,824	6,869
第96計算期間末日	(令和 1年12月10日)	14,825,368,135	14,923,691,112	6,785	6,830
第97計算期間末日	(令和 2年 1月10日)	14,614,524,157	14,710,573,880	6,847	6,892
第98計算期間末日	(令和 2年 2月10日)	14,255,528,931	14,349,200,655	6,848	6,893
第99計算期間末日	(令和 2年 3月10日)	12,526,123,115	12,615,428,084	6,312	6,357
第100計算期間末日	(令和 2年 4月10日)	11,994,505,049	12,081,505,542	6,204	6,249
第101計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	12,103,967,316	12,190,518,420	6,293	6,338
第102計算期間末日	(令和 2年 6月10日)	12,322,011,632	12,407,939,959	6,453	6,498
第103計算期間末日	(令和 2年 7月10日)	12,319,129,551	12,404,182,142	6,518	6,563
第104計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	12,079,292,678	12,163,497,680	6,455	6,500
第105計算期間末日	(令和 2年 9月10日)	11,963,353,485	12,045,874,073	6,524	6,569
第106計算期間末日	(令和 2年10月12日)	11,840,688,531	11,922,444,987	6,517	6,562
第107計算期間末日	(令和 2年11月10日)	11,448,342,255	11,528,849,097	6,399	6,444
第108計算期間末日	(令和 2年12月10日)	11,043,772,883	11,122,017,415	6,351	6,396
第109計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	10,821,329,108	10,897,724,632	6,374	6,419
第110計算期間末日	(令和 3年 2月10日)	10,468,257,522	10,542,630,731	6,334	6,379
第111計算期間末日	(令和 3年 3月10日)	10,484,538,198	10,557,764,306	6,443	6,488
第112計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	10,164,722,014	10,236,047,495	6,413	6,458
第113計算期間末日	(令和 3年 5月10日)	10,099,860,396	10,170,310,435	6,451	6,496
第114計算期間末日	(令和 3年 6月10日)	9,671,445,045	9,738,218,030	6,518	6,563
第115計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	9,159,006,266	9,223,916,356	6,350	6,395
第116計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	9,015,132,255	9,079,320,489	6,320	6,365
第117計算期間末日	(令和 3年 9月10日)	8,819,825,239	8,881,965,179	6,387	6,432
第118計算期間末日	(令和 3年10月11日)	8,581,268,261	8,641,972,616	6,361	6,406
第119計算期間末日	(令和 3年11月10日)	8,433,281,273	8,492,150,144	6,446	6,491
第120計算期間末日	(令和 3年12月10日)	7,982,408,958	8,038,999,127	6,348	6,393
第121計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	8,012,259,246	8,067,773,030	6,495	6,540
第122計算期間末日	(令和 4年 2月10日)	7,768,100,090	7,823,089,023	6,357	6,402
第123計算期間末日	(令和 4年 3月10日)	7,521,983,124	7,576,472,560	6,212	6,257
第124計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	7,827,243,885	7,880,275,708	6,642	6,687

第125計算期間末日	(令和 4年 5月10日)	7,642,405,540	7,694,375,976	6,617	6,662
第126計算期間末日	(令和 4年 6月10日)	7,967,893,959	8,020,983,661	6,754	6,799
第127計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	7,836,055,480	7,888,355,353	6,742	6,787
第128計算期間末日	(令和 4年 8月10日)	7,669,758,487	7,721,583,598	6,660	6,705
第129計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	8,021,161,697	8,072,334,632	7,054	7,099
第130計算期間末日	(令和 4年10月11日)	7,551,088,042	7,600,875,260	6,825	6,870
第131計算期間末日	(令和 4年11月10日)	7,601,163,837	7,650,384,345	6,949	6,994
第132計算期間末日	(令和 4年12月12日)	6,992,504,582	7,041,163,756	6,467	6,512
第133計算期間末日	(令和 5年 1月10日)	6,706,736,712	6,755,367,220	6,206	6,251
第134計算期間末日	(令和 5年 2月10日)	6,670,538,269	6,719,156,683	6,174	6,219
第135計算期間末日	(令和 5年 3月10日)	6,795,954,146	6,844,296,326	6,326	6,371
令和 4年 3月末日		7,957,969,670	—	6,646	—
4月末日		7,838,679,321	—	6,780	—
5月末日		7,724,533,083	—	6,542	—
6月末日		7,898,339,433	—	6,791	—
7月末日		7,701,442,888	—	6,655	—
8月末日		7,880,556,756	—	6,879	—
9月末日		7,715,831,037	—	6,946	—
10月末日		7,655,390,164	—	6,987	—
11月末日		7,185,243,532	—	6,650	—
12月末日		6,725,022,772	—	6,234	—
令和 5年 1月末日		6,716,616,591	—	6,206	—
2月末日		6,821,037,807	—	6,343	—
3月末日		6,774,076,802	—	6,290	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円

第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	160円
第37計算期間	160円
第38計算期間	160円
第39計算期間	160円
第40計算期間	160円
第41計算期間	160円
第42計算期間	160円
第43計算期間	160円
第44計算期間	160円
第45計算期間	160円
第46計算期間	160円
第47計算期間	160円
第48計算期間	160円
第49計算期間	160円
第50計算期間	160円
第51計算期間	160円
第52計算期間	160円
第53計算期間	160円
第54計算期間	130円
第55計算期間	130円
第56計算期間	130円
第57計算期間	130円
第58計算期間	130円
第59計算期間	130円
第60計算期間	130円
第61計算期間	130円
第62計算期間	130円
第63計算期間	130円
第64計算期間	130円
第65計算期間	130円
第66計算期間	130円
第67計算期間	130円
第68計算期間	130円
第69計算期間	130円
第70計算期間	130円

第71計算期間	130円
第72計算期間	130円
第73計算期間	130円
第74計算期間	130円
第75計算期間	130円
第76計算期間	130円
第77計算期間	130円
第78計算期間	130円
第79計算期間	130円
第80計算期間	130円
第81計算期間	130円
第82計算期間	70円
第83計算期間	70円
第84計算期間	70円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	45円
第95計算期間	45円
第96計算期間	45円
第97計算期間	45円
第98計算期間	45円
第99計算期間	45円
第100計算期間	45円
第101計算期間	45円
第102計算期間	45円
第103計算期間	45円
第104計算期間	45円
第105計算期間	45円
第106計算期間	45円
第107計算期間	45円
第108計算期間	45円
第109計算期間	45円
第110計算期間	45円
第111計算期間	45円
第112計算期間	45円

第113計算期間	45円
第114計算期間	45円
第115計算期間	45円
第116計算期間	45円
第117計算期間	45円
第118計算期間	45円
第119計算期間	45円
第120計算期間	45円
第121計算期間	45円
第122計算期間	45円
第123計算期間	45円
第124計算期間	45円
第125計算期間	45円
第126計算期間	45円
第127計算期間	45円
第128計算期間	45円
第129計算期間	45円
第130計算期間	45円
第131計算期間	45円
第132計算期間	45円
第133計算期間	45円
第134計算期間	45円
第135計算期間	45円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第16計算期間	2.85
第17計算期間	5.05
第18計算期間	6.27
第19計算期間	3.40
第20計算期間	9.20
第21計算期間	4.83
第22計算期間	5.29
第23計算期間	0.33
第24計算期間	7.02
第25計算期間	1.36
第26計算期間	2.28
第27計算期間	2.26
第28計算期間	0.92
第29計算期間	3.04

第30計算期間	4.24
第31計算期間	2.43
第32計算期間	1.56
第33計算期間	5.57
第34計算期間	2.24
第35計算期間	7.31
第36計算期間	6.86
第37計算期間	1.23
第38計算期間	1.58
第39計算期間	1.60
第40計算期間	1.00
第41計算期間	3.09
第42計算期間	3.53
第43計算期間	0.72
第44計算期間	2.36
第45計算期間	7.07
第46計算期間	4.14
第47計算期間	0.44
第48計算期間	1.80
第49計算期間	1.90
第50計算期間	4.34
第51計算期間	0.02
第52計算期間	1.09
第53計算期間	0.75
第54計算期間	0.83
第55計算期間	5.00
第56計算期間	2.71
第57計算期間	2.24
第58計算期間	2.48
第59計算期間	2.13
第60計算期間	8.03
第61計算期間	0.05
第62計算期間	1.71
第63計算期間	1.15
第64計算期間	1.21
第65計算期間	1.82
第66計算期間	0.45
第67計算期間	2.88
第68計算期間	1.01
第69計算期間	1.15
第70計算期間	1.06
第71計算期間	1.40

第72計算期間	0.74
第73計算期間	0.48
第74計算期間	5.21
第75計算期間	3.29
第76計算期間	2.54
第77計算期間	2.06
第78計算期間	1.74
第79計算期間	0.34
第80計算期間	0.81
第81計算期間	4.55
第82計算期間	1.17
第83計算期間	4.58
第84計算期間	2.92
第85計算期間	2.26
第86計算期間	1.32
第87計算期間	2.70
第88計算期間	2.10
第89計算期間	1.75
第90計算期間	2.26
第91計算期間	3.18
第92計算期間	5.84
第93計算期間	1.63
第94計算期間	0.91
第95計算期間	1.23
第96計算期間	0.08
第97計算期間	1.57
第98計算期間	0.67
第99計算期間	7.16
第100計算期間	0.99
第101計算期間	2.15
第102計算期間	3.25
第103計算期間	1.70
第104計算期間	0.27
第105計算期間	1.76
第106計算期間	0.58
第107計算期間	1.12
第108計算期間	0.04
第109計算期間	1.07
第110計算期間	0.07
第111計算期間	2.43
第112計算期間	0.23
第113計算期間	1.29

第114計算期間	1.73
第115計算期間	1.88
第116計算期間	0.23
第117計算期間	1.77
第118計算期間	0.29
第119計算期間	2.04
第120計算期間	0.82
第121計算期間	3.02
第122計算期間	1.43
第123計算期間	1.57
第124計算期間	7.64
第125計算期間	0.30
第126計算期間	2.75
第127計算期間	0.48
第128計算期間	0.54
第129計算期間	6.59
第130計算期間	2.60
第131計算期間	2.47
第132計算期間	6.28
第133計算期間	3.34
第134計算期間	0.20
第135計算期間	3.19

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第16計算期間	213,813	6,015,704	139,542,764
第17計算期間	2,036,383	19,695,959	121,883,188
第18計算期間	16,373,879	31,205,734	107,051,333
第19計算期間	1,438,572	4,247,221	104,242,684
第20計算期間	203,963	1,264,374	103,182,273
第21計算期間	229,086	516,147	102,895,212
第22計算期間	339,813,786	712,525	441,996,473
第23計算期間	151,481,902	1,234,334	592,244,041
第24計算期間	95,052,664	165,680,155	521,616,550
第25計算期間	34,954,457	273,650,463	282,920,544
第26計算期間	40,320,941	111,966,178	211,275,307
第27計算期間	10,376,281	33,587,951	188,063,637
第28計算期間	164,112	60,458,117	127,769,632
第29計算期間	4,776,817	35,028,766	97,517,683

第30計算期間	2,376,198	20,678,141	79,215,740
第31計算期間	18,579,967	3,028,556	94,767,151
第32計算期間	36,939,203	879,617	130,826,737
第33計算期間	89,159,064	330,640	219,655,161
第34計算期間	119,199,080	1,358,141	337,496,100
第35計算期間	24,538,866	102,033,154	260,001,812
第36計算期間	33,546,616	83,068,348	210,480,080
第37計算期間	44,394,183	18,024,106	236,850,157
第38計算期間	215,447,327	6,192,903	446,104,581
第39計算期間	193,736,038	6,946,771	632,893,848
第40計算期間	437,057,861	46,614,386	1,023,337,323
第41計算期間	452,973,346	12,899,709	1,463,410,960
第42計算期間	617,108,382	36,275,667	2,044,243,675
第43計算期間	672,075,907	27,371,613	2,688,947,969
第44計算期間	420,430,423	19,547,977	3,089,830,415
第45計算期間	475,494,669	62,310,180	3,503,014,904
第46計算期間	332,020,783	60,821,647	3,774,214,040
第47計算期間	428,929,745	123,393,446	4,079,750,339
第48計算期間	845,577,182	104,946,432	4,820,381,089
第49計算期間	667,746,604	206,649,344	5,281,478,349
第50計算期間	437,162,998	249,204,564	5,469,436,783
第51計算期間	333,274,669	173,129,098	5,629,582,354
第52計算期間	561,644,190	114,412,971	6,076,813,573
第53計算期間	349,253,453	154,564,565	6,271,502,461
第54計算期間	603,071,889	210,187,368	6,664,386,982
第55計算期間	400,098,305	172,808,555	6,891,676,732
第56計算期間	348,520,566	134,532,641	7,105,664,657
第57計算期間	273,713,505	106,886,136	7,272,492,026
第58計算期間	232,542,557	113,922,992	7,391,111,591
第59計算期間	340,736,282	152,704,491	7,579,143,382
第60計算期間	483,650,853	620,829,305	7,441,964,930
第61計算期間	713,899,597	605,331,176	7,550,533,351
第62計算期間	1,150,328,733	268,203,208	8,432,658,876
第63計算期間	1,407,390,479	159,827,514	9,680,221,841
第64計算期間	770,703,607	213,641,434	10,237,284,014
第65計算期間	681,835,977	150,832,642	10,768,287,349
第66計算期間	1,155,382,396	334,381,610	11,589,288,135
第67計算期間	1,220,777,427	272,568,485	12,537,497,077
第68計算期間	2,355,152,013	238,769,664	14,653,879,426
第69計算期間	1,604,798,220	237,987,852	16,020,689,794
第70計算期間	2,733,216,023	435,915,862	18,317,989,955
第71計算期間	1,814,677,568	305,068,498	19,827,599,025

第72計算期間	1,716,576,177	330,347,871	21,213,827,331
第73計算期間	1,453,542,117	615,282,634	22,052,086,814
第74計算期間	1,211,951,962	681,206,014	22,582,832,762
第75計算期間	592,122,220	515,725,804	22,659,229,178
第76計算期間	665,610,684	220,339,388	23,104,500,474
第77計算期間	589,265,025	297,958,895	23,395,806,604
第78計算期間	964,855,325	544,873,189	23,815,788,740
第79計算期間	819,022,120	621,386,029	24,013,424,831
第80計算期間	685,229,219	442,405,773	24,256,248,277
第81計算期間	672,394,296	462,567,527	24,466,075,046
第82計算期間	683,173,164	606,119,941	24,543,128,269
第83計算期間	180,694,386	972,887,452	23,750,935,203
第84計算期間	352,200,990	523,378,183	23,579,758,010
第85計算期間	300,893,962	440,590,620	23,440,061,352
第86計算期間	359,856,161	484,862,478	23,315,055,035
第87計算期間	242,427,190	416,559,093	23,140,923,132
第88計算期間	522,655,640	775,633,551	22,887,945,221
第89計算期間	339,087,980	447,092,264	22,779,940,937
第90計算期間	354,515,628	264,480,988	22,869,975,577
第91計算期間	412,509,474	441,798,440	22,840,686,611
第92計算期間	392,900,394	665,021,949	22,568,565,056
第93計算期間	364,295,671	172,678,136	22,760,182,591
第94計算期間	407,293,875	284,551,961	22,882,924,505
第95計算期間	250,112,916	801,987,230	22,331,050,191
第96計算期間	125,433,765	606,933,324	21,849,550,632
第97計算期間	168,337,083	673,504,661	21,344,383,054
第98計算期間	86,806,559	615,250,834	20,815,938,779
第99計算期間	74,631,511	1,045,021,430	19,845,548,860
第100計算期間	74,444,374	586,550,286	19,333,442,948
第101計算期間	56,258,715	156,122,812	19,233,578,851
第102計算期間	89,582,030	227,976,890	19,095,183,991
第103計算期間	81,246,590	275,854,600	18,900,575,981
第104計算期間	115,770,178	304,123,449	18,712,222,710
第105計算期間	83,810,234	458,124,431	18,337,908,513
第106計算期間	71,927,176	241,734,318	18,168,101,371
第107計算期間	55,186,616	332,878,540	17,890,409,447
第108計算期間	73,262,256	575,997,875	17,387,673,828
第109計算期間	63,314,697	474,205,332	16,976,783,193
第110計算期間	74,806,966	524,210,375	16,527,379,784
第111計算期間	139,927,270	394,838,452	16,272,468,602
第112計算期間	98,813,248	521,174,749	15,850,107,101
第113計算期間	77,777,655	272,320,375	15,655,564,381

第114計算期間	86,105,433	903,228,506	14,838,441,308
第115計算期間	149,426,975	563,403,814	14,424,464,469
第116計算期間	60,819,539	221,231,978	14,264,052,030
第117計算期間	61,789,688	516,966,105	13,808,875,613
第118計算期間	85,471,440	404,490,350	13,489,856,703
第119計算期間	51,379,600	459,264,905	13,081,971,398
第120計算期間	53,821,203	560,199,275	12,575,593,326
第121計算期間	72,554,657	311,751,371	12,336,396,612
第122計算期間	67,023,602	183,657,293	12,219,762,921
第123計算期間	106,844,986	217,844,154	12,108,763,753
第124計算期間	58,942,009	382,856,195	11,784,849,567
第125計算期間	54,517,393	290,381,046	11,548,985,914
第126計算期間	396,147,671	147,421,857	11,797,711,728
第127計算期間	58,134,225	233,651,943	11,622,194,010
第128計算期間	71,234,496	176,736,993	11,516,691,513
第129計算期間	54,817,119	199,745,092	11,371,763,540
第130計算期間	121,274,274	429,211,454	11,063,826,360
第131計算期間	74,268,747	200,204,327	10,937,890,780
第132計算期間	144,814,024	269,554,951	10,813,149,853
第133計算期間	107,707,861	114,078,014	10,806,779,700
第134計算期間	154,853,400	157,541,053	10,804,092,047
第135計算期間	106,539,899	167,925,195	10,742,706,751

（参考）

インド債券オープン マザーファンド

投資状況

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	インド	11,158,473,737	48.43
特殊債券	インド	3,628,951,013	15.75
	アメリカ	522,432,611	2.27
	小計	4,151,383,624	18.02
社債券	インド	4,187,036,617	18.17
	アメリカ	2,454,803,713	10.65
	小計	6,641,840,330	28.83
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,087,749,659	4.72
純資産総額		23,039,447,350	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
インド	国債証券	8.24 INDIA GOVT 331110	800,000,000	174.66	1,397,330,906	175.15	1,401,227,677	8.240000	2033/11/10	6.08
インド	国債証券	8.3 INDIA GOVT 400702	700,000,000	178.44	1,249,113,199	178.88	1,252,224,853	8.300000	2040/7/2	5.44
インド	国債証券	6.68 INDIA GOVT 310917	700,000,000	157.24	1,100,703,306	158.13	1,106,977,620	6.680000	2031/9/17	4.80
インド	国債証券	9.23 INDIA GOVT 431223	550,000,000	196.40	1,080,233,216	196.28	1,079,575,297	9.230000	2043/12/23	4.69
インド	国債証券	6.19 INDIA GOVT 340916	600,000,000	148.71	892,291,200	149.05	894,309,817	6.190000	2034/9/16	3.88
インド	国債証券	8.17 INDIA GOVT 441201	500,000,000	177.93	889,671,546	178.02	890,126,482	8.170000	2044/12/1	3.86
インド	国債証券	7.73 INDIA GOVT 341219	500,000,000	168.42	842,140,000	169.56	847,812,596	7.730000	2034/12/19	3.68
インド	特殊債券	7.83 IND RAIL F 270319	500,000,000	165.83	829,175,800	165.10	825,521,470	7.830000	2027/3/19	3.58
インド	社債券	7.95 HDFC BANK LT 260921	500,000,000	165.23	826,186,080	164.83	824,192,496	7.950000	2026/9/21	3.58
インド	国債証券	5.79 INDIA GOVT 300511	500,000,000	150.16	750,839,068	151.48	757,436,624	5.790000	2030/5/11	3.29
インド	国債証券	7.57 INDIA GOVT 330617	450,000,000	166.31	748,405,800	167.84	755,323,369	7.570000	2033/6/17	3.28
インド	社債券	7.9 RELIANCE P 261118	400,000,000	163.75	655,030,432	163.62	654,513,648	7.900000	2026/11/18	2.84
インド	社債券	7.3 POWER GRID 270619	400,000,000	163.01	652,057,440	162.54	650,166,658	7.300000	2027/6/19	2.82
インド	国債証券	9.2 INDIA GOVT 300930	350,000,000	182.04	637,140,172	182.19	637,697,182	9.200000	2030/9/30	2.77
インド	国債証券	5.77 INDIA GOVT 300803	350,000,000	149.51	523,315,800	150.22	525,770,287	5.770000	2030/8/3	2.28
インド	国債証券	7.61 INDIA GOVT 300509	300,000,000	166.28	498,867,779	167.60	502,807,715	7.610000	2030/5/9	2.18
アメリカ	社債券	3.25 BHARTI AIR 310603	4,000,000	11,425.30	457,012,044	11,567.09	462,683,875	3.250000	2031/6/3	2.01
インド	社債券	8.45 RELIANCE P 230612	250,000,000	164.24	410,621,150	164.14	410,372,649	8.450000	2023/6/12	1.78
インド	特殊債券	7.2 NABARD 311021	250,000,000	160.38	400,969,340	159.76	399,415,551	7.200000	2031/10/21	1.73
アメリカ	社債券	3.9 POWER FIN 290916	3,200,000	11,851.19	379,238,211	11,937.29	381,993,488	3.900000	2029/9/16	1.66
インド	特殊債券	8.11 EX-1M BK IND 310711	200,000,000	168.53	337,079,368	167.80	335,614,979	8.110000	2031/7/11	1.46
アメリカ	社債券	5.375 OIL INDIA 240417	2,500,000	13,310.99	332,774,786	13,342.07	333,551,931	5.375000	2024/4/17	1.45
インド	社債券	7.95 RURAL ELEC 270312	200,000,000	165.91	331,827,432	165.41	330,826,966	7.950000	2027/3/12	1.44
インド	特殊債券	7.69 NABARD 320331	200,000,000	164.47	328,942,016	163.27	326,554,481	7.690000	2032/3/31	1.42
インド	特殊債券	7.74 EX-1M BK IND 370526	200,000,000	164.87	329,758,736	163.25	326,513,215	7.740000	2037/5/26	1.42

インド	特殊債券	7.27 IND RAIL F 270615	200,000,000	162.62	325,250,376	162.02	324,041,394	7.270000	2027/6/15	1.41
アメリカ	社債券	5.686 HDFC BANK L 260302	2,200,000	13,378.88	294,335,371	13,549.12	298,080,717	5.686000	2026/3/2	1.29
アメリカ	特殊債券	3.25 EX-IM BK IND 300115	2,400,000	11,866.14	284,787,442	11,748.32	281,959,847	3.250000	2030/1/15	1.22
インド	国債証券	8.13 INDIA GOVT 450622	150,000,000	177.53	266,295,000	177.31	265,975,200	8.130000	2045/6/22	1.15
アメリカ	社債券	3.75 NTPC LTD 240403	2,000,000	13,080.74	261,614,810	13,151.06	263,021,244	3.750000	2024/4/3	1.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	48.43
特殊債券	18.02
社債券	28.83
合計	95.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

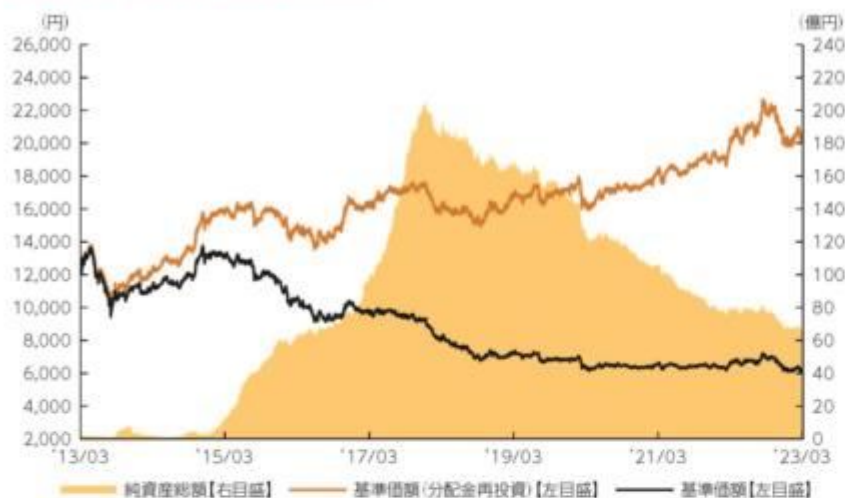
参考情報



運用実績

2023年3月31日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2013年3月29日～2023年3月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	6,290円
純資産総額	67.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2023年3月	45円
2023年2月	45円
2023年1月	45円
2022年12月	45円
2022年11月	45円
2022年10月	45円
直近1年間累計	540円
設定来累計	11,630円

・分配金は1万口当たり、税引前

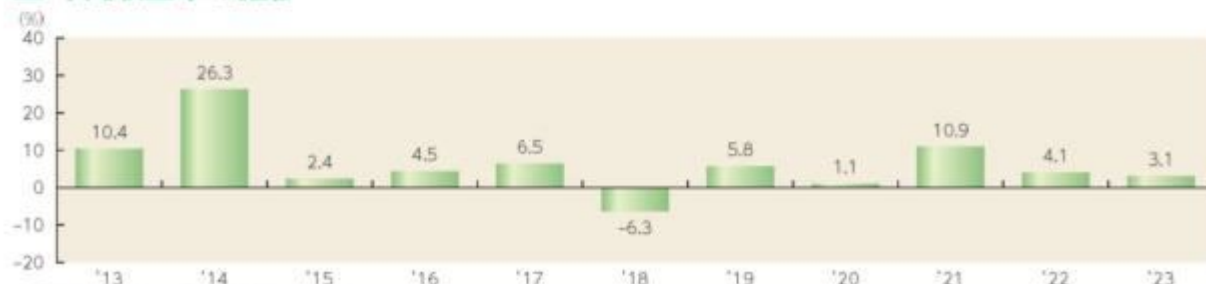
■ 主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	48.3%
特殊債	18.0%
社債	28.7%
コールローン他 (負債控除後)	5.0%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 8.24 INDIA GOVT 331110	国債	6.1%
2 8.3 INDIA GOVT 400702	国債	5.4%
3 6.68 INDIA GOVT 310917	国債	4.8%
4 9.23 INDIA GOVT 431223	国債	4.7%
5 6.19 INDIA GOVT 340916	国債	3.9%
6 8.17 INDIA GOVT 441201	国債	3.9%
7 7.73 INDIA GOVT 341219	国債	3.7%
8 7.83 IND RAIL F 270319	特殊債	3.6%
9 7.95 HDFC BANK LT 260921	社債	3.6%
10 5.79 INDIA GOVT 300511	国債	3.3%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2023年は年初から3月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

インドの銀行の休業日

インドの金融商品取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）× 3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後 3 時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対

象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

インドの銀行の休業日

インドの金融商品取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われま

す。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2026年8月10日まで（2011年12月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第１計算期間は信託契約締結日から2012年1月10日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告

書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年9月13日から令和5年3月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【国際インド債券オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 9月12日現在]	当期 [令和 5年 3月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	92,911,560	89,176,653
親投資信託受益証券	7,996,859,599	6,775,439,022
未収入金	32,276,068	1,189,964
流動資産合計	8,122,047,227	6,865,805,639
資産合計	8,122,047,227	6,865,805,639
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	51,172,935	48,342,180
未払解約金	37,994,333	12,914,745
未払受託者報酬	311,650	228,576
未払委託者報酬	11,375,291	8,342,985
未払利息	165	158
その他未払費用	31,156	22,849
流動負債合計	100,885,530	69,851,493
負債合計	100,885,530	69,851,493
純資産の部		
元本等		
元本	11,371,763,540	10,742,706,751
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,350,601,843	3,946,752,605
（分配準備積立金）	233,207,131	108,723,798
元本等合計	8,021,161,697	6,795,954,146
純資産合計	8,021,161,697	6,795,954,146
負債純資産合計	8,122,047,227	6,865,805,639

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 4年 3月11日 至 令和 4年 9月12日	当期 自 令和 4年 9月13日 至 令和 5年 3月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,375,308,017	441,209,674
営業収益合計	1,375,308,017	441,209,674
営業費用		
支払利息	11,139	10,094
受託者報酬	1,753,083	1,543,980
委託者報酬	63,987,667	56,355,282
その他費用	175,247	154,341
営業費用合計	65,927,136	58,063,697
営業利益又は営業損失（ ）	1,309,380,881	499,273,371
経常利益又は経常損失（ ）	1,309,380,881	499,273,371
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,309,380,881	499,273,371
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	18,564,281	3,436,968
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,586,780,629	3,350,601,843
剰余金増加額又は欠損金減少額	493,110,844	438,768,668
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	493,110,844	438,768,668
剰余金減少額又は欠損金増加額	234,358,778	245,825,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	234,358,778	245,825,025
分配金	313,389,880	293,258,002
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,350,601,843	3,946,752,605

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月10日および9月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年 9月13日から令和 5年 3月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 9月12日現在]	当期 [令和 5年 3月10日現在]
１． 期首元本額	12,108,763,753円	11,371,763,540円
期中追加設定元本額	693,792,913円	709,458,205円
期中一部解約元本額	1,430,793,126円	1,338,514,994円
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,350,601,843円	3,946,752,605円
３． 受益権の総数	11,371,763,540口	10,742,706,751口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 4年 3月11日 至 令和 4年 9月12日	当期 自 令和 4年 9月13日 至 令和 5年 3月10日																														
1. 分配金の計算過程 第124期 令和 4年 3月11日 令和 4年 4月11日 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>47,037,950円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,775,894,893円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>509,061円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	47,037,950円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	1,775,894,893円	分配準備積立金額	D	509,061円	1. 分配金の計算過程 第130期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>33,150,215円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,595,088,313円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>225,206,036円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	33,150,215円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	1,595,088,313円	分配準備積立金額	D	225,206,036円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	47,037,950円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	1,775,894,893円																													
分配準備積立金額	D	509,061円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	33,150,215円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	1,595,088,313円																													
分配準備積立金額	D	225,206,036円																													

前期 自 令和 4年 3月11日 至 令和 4年 9月12日			当期 自 令和 4年 9月13日 至 令和 5年 3月10日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,823,441,904円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,853,444,564円
当ファンドの期末残存口数	F	11,784,849,567口	当ファンドの期末残存口数	F	11,063,826,360口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,547円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,675円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	53,031,823円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,787,218円
第125期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月10日			第131期 令和 4年10月12日 令和 4年11月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,204,960円	費用控除後の配当等収益額	A	41,768,655円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,734,674,049円	収益調整金額	C	1,578,495,092円
分配準備積立金額	D	427,745円	分配準備積立金額	D	205,032,978円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,760,306,754円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,825,296,725円
当ファンドの期末残存口数	F	11,548,985,914口	当ファンドの期末残存口数	F	10,937,890,780口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,524円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,668円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	51,970,436円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,220,508円
第126期 令和 4年 5月11日 令和 4年 6月10日			第132期 令和 4年11月11日 令和 4年12月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,635,942円	費用控除後の配当等収益額	A	32,798,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,745,899,613円	収益調整金額	C	1,563,405,789円
分配準備積立金額	D	337,617円	分配準備積立金額	D	193,252,403円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,790,873,172円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,789,456,961円
当ファンドの期末残存口数	F	11,797,711,728口	当ファンドの期末残存口数	F	10,813,149,853口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,517円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,654円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	53,089,702円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,659,174円
第127期 令和 4年 6月11日 令和 4年 7月11日			第133期 令和 4年12月13日 令和 5年 1月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,945,343円	費用控除後の配当等収益額	A	28,327,216円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,711,930,307円	収益調整金額	C	1,564,459,469円

前期 自 令和 4年 3月11日 至 令和 4年 9月12日			当期 自 令和 4年 9月13日 至 令和 5年 3月10日		
分配準備積立金額	D	354,626円	分配準備積立金額	D	175,734,443円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,748,230,276円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,768,521,128円
当ファンドの期末残存口数	F	11,622,194,010口	当ファンドの期末残存口数	F	10,806,779,700口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,504円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,636円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	52,299,873円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,630,508円
第128期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月10日			第134期 令和 5年 1月11日 令和 5年 2月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,867,314円	費用控除後の配当等収益額	A	24,268,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,680,401,790円	収益調整金額	C	1,566,559,141円
分配準備積立金額	D	416,299円	分配準備積立金額	D	153,455,607円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,709,685,403円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,744,283,149円
当ファンドの期末残存口数	F	11,516,691,513口	当ファンドの期末残存口数	F	10,804,092,047口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,484円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,614円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	51,825,111円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,618,414円
第129期 令和 4年 8月11日 令和 4年 9月12日			第135期 令和 5年 2月11日 令和 5年 3月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,590,567円	費用控除後の配当等収益額	A	29,793,785円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	243,271,728円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,636,627,642円	収益調整金額	C	1,559,083,124円
分配準備積立金額	D	517,771円	分配準備積立金額	D	127,272,193円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,921,007,708円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,716,149,102円
当ファンドの期末残存口数	F	11,371,763,540口	当ファンドの期末残存口数	F	10,742,706,751口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,689円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,597円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	51,172,935円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,342,180円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 4年 3月11日 至 令和 4年 9月12日	当期 自 令和 4年 9月13日 至 令和 5年 3月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 9月12日現在]	当期 [令和 5年 3月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 9月12日現在]	当期 [令和 5年 3月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	507,690,891	218,750,219
合計	507,690,891	218,750,219

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 9月12日現在]	当期 [令和 5年 3月10日現在]
1口当たり純資産額	0.7054円	0.6326円
(1万口当たり純資産額)	(7,054円)	(6,326円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

親投資信託受益証券	インド債券オープン マザーファンド	2,908,912,512	6,775,439,022	
合計		2,908,912,512	6,775,439,022	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

インド債券オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 5年 3月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	445,355,881
コール・ローン	199,036,365
国債証券	11,237,081,624
特殊債券	4,148,648,011
社債券	6,702,137,789
派生商品評価勘定	25,649,657
未収利息	513,066,146
前払費用	6,116,238
差入委託証拠金	50,000,000
流動資産合計	23,327,091,711
資産合計	23,327,091,711
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,662,507
未払金	135,403,395
未払解約金	2,621,351
未払利息	354
流動負債合計	139,687,607
負債合計	139,687,607
純資産の部	
元本等	
元本	9,955,214,417
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	13,232,189,687
元本等合計	23,187,404,104

[令和 5年 3月10日現在]

純資産合計	23,187,404,104
負債純資産合計	23,327,091,711

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 直物為替先渡取引は原則として価格情報会社の提供する価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 3月10日現在]
1. 期首	令和 4年 9月13日
期首元本額	10,904,699,562円
期中追加設定元本額	174,070,994円
期中一部解約元本額	1,123,556,139円
元本の内訳	
インド債券オープン（毎月決算型）	5,764,216,338円
国際インド債券オープン（毎月決算型）	2,908,912,512円
インド債券オープン（年1回決算型）	1,282,085,567円
合計	9,955,214,417円
2. 受益権の総数	9,955,214,417口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 9月13日 至 令和 5年 3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、直物為替先渡取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 3月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 3月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	83,602,398
特殊債券	44,624,881
社債券	55,785,511
合計	184,012,790

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連（直物為替先渡取引）

[令和 5年 3月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	直物為替先渡取引 買建				
	インドルピー	2,801,806,000	—	2,825,793,150	23,987,150
合計		2,801,806,000	—	2,825,793,150	23,987,150

（注）時価の算定方法

価格情報会社の提供する価額で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 5年 3月10日現在]
1口当たり純資産額	2.3292円
(1万口当たり純資産額)	(23,292円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	特殊債券	3.25 EX-IM BK IND 300115	2,400,000.00	2,065,812.00	
		5.5 EX-IM BK IND 330118	1,400,000.00	1,369,738.69	
	特殊債券 小計		3,800,000.00	3,435,550.69 (467,269,249)	
	社債券	3.25 BHARTI AIR 310603	4,000,000.00	3,364,232.16	
		3.375 ONGC VIDES 291205	1,400,000.00	1,198,505.00	
		3.75 NTPC LTD 240403	2,000,000.00	1,953,729.22	
		3.75 ONGC VIDES 230507	1,000,000.00	996,742.79	
		3.9 POWER FIN 290916	3,200,000.00	2,761,779.72	
		4 ICICI BANK 260318	1,800,000.00	1,704,401.51	
		4.125 RELIANCE IN 250128	1,400,000.00	1,360,561.14	
		5.375 OIL INDIA 240417	2,500,000.00	2,478,055.00	
		5.686 HDFC BANK L 260302	1,000,000.00	995,540.00	
	社債券 小計		18,300,000.00	16,813,546.54 (2,286,810,464)	
アメリカドル合計			22,100,000.00	20,249,097.23 (2,754,079,713)	
インドルピー	国債証券	5.77 INDIA GOVT 300803	350,000,000.00	317,125,277.00	
		5.79 INDIA GOVT 300511	500,000,000.00	454,899,450.00	
		6.19 INDIA GOVT 340916	600,000,000.00	540,299,184.00	
		6.68 INDIA GOVT 310917	700,000,000.00	666,932,560.00	
		7.16 INDIA GOVT 500920	100,000,000.00	96,244,364.00	
		7.19 INDIA GOVT 600915	50,000,000.00	48,718,272.00	
		7.57 INDIA GOVT 330617	450,000,000.00	451,273,275.00	
		7.61 INDIA GOVT 300509	300,000,000.00	303,194,070.00	
		7.73 INDIA GOVT 341219	500,000,000.00	510,845,450.00	
		8.13 INDIA GOVT 450622	150,000,000.00	161,156,835.00	
		8.17 INDIA GOVT 441201	500,000,000.00	538,050,950.00	
		8.24 INDIA GOVT 331110	800,000,000.00	842,976,960.00	
		8.3 INDIA GOVT 400702	700,000,000.00	758,939,580.00	
		9.2 INDIA GOVT 300930	350,000,000.00	383,739,720.00	
		9.23 INDIA GOVT 431223	550,000,000.00	654,395,445.00	
	国債証券 小計		6,600,000,000.00	6,728,791,392.00 (11,237,081,624)	
	特殊債券	7.2 NABARD 311021	250,000,000.00	242,872,960.00	
		7.27 IND RAIL F 270615	200,000,000.00	197,171,724.00	
		7.55 IND RAIL F 291106	150,000,000.00	148,605,490.50	
		7.69 NABARD 320331	200,000,000.00	198,545,454.00	

		7.74 EX-IM BK IND 370526	200,000,000.00	198,357,882.00	
		7.83 IND RAIL F 270319	500,000,000.00	502,566,250.00	
		8.02 EX-IM BK IND 251029	100,000,000.00	100,480,420.00	
		8.11 EX-IM BK IND 310711	200,000,000.00	204,138,700.00	
		8.15 EX-IM BK IND 250305	50,000,000.00	50,326,240.00	
		8.2 NABARD 280316	100,000,000.00	101,990,350.00	
		8.75 IND RAIL F 261129	100,000,000.00	103,582,280.00	
		8.8 FOOD INDIA 280322	50,000,000.00	51,698,515.00	
		8.87 EX-IM BK IND 291030	50,000,000.00	52,885,115.00	
		8.95 IND RAIL F 250310	50,000,000.00	51,197,040.00	
	特殊債券 小計		2,200,000,000.00	2,204,418,420.50 (3,681,378,762)	
	社債券	7.3 POWER GRID 270619	400,000,000.00	395,088,024.00	
		7.47 ICICI BANK 270625	150,000,000.00	148,100,707.50	
		7.54 RURAL ELEC 261230	50,000,000.00	49,434,306.00	
		7.55 POWER GRID 310921	50,000,000.00	49,440,620.00	
		7.6 AXIS BANK/ 231020	50,000,000.00	49,807,983.50	
		7.9 HOUSING DE 260824	100,000,000.00	99,335,311.00	
		7.9 RELIANCE P 261118	400,000,000.00	396,385,836.00	
		7.95 HDFC BANK LT 260921	500,000,000.00	498,847,155.00	
		7.95 RURAL ELEC 270312	200,000,000.00	201,444,600.00	
		8.19 NTPC LTD 251215	50,000,000.00	50,391,290.00	
		8.2 POWER GRID 250123	100,000,000.00	100,569,470.00	
		8.2 POWER GRID 300123	50,000,000.00	51,221,275.00	
		8.4 POWER GRID 300527	50,000,000.00	51,795,420.00	
		8.45 HOUSING DE 260518	50,000,000.00	50,447,290.00	
		8.45 RELIANCE P 230612	250,000,000.00	250,033,650.00	
		8.8 NTPC LTD 230404	50,000,000.00	50,010,770.00	
		8.8 POWER GRID 230313	50,000,000.00	50,000,000.00	
		8.85 AXIS BANK/ 241205	50,000,000.00	50,592,285.00	
		9.17 NTPC LTD 240922	50,000,000.00	50,962,585.00	
	社債券 小計		2,650,000,000.00	2,643,908,578.00 (4,415,327,325)	
インドルピー合計		11,450,000,000.00	11,577,118,390.50 (19,333,787,711)		
合計			22,087,867,424 (22,087,867,424)		

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	特殊債券	2銘柄	16.97%	2.12%
	社債券	9銘柄	83.03%	10.35%
インドルピー	国債証券	15銘柄	58.12%	50.87%
	特殊債券	14銘柄	19.04%	16.67%
	社債券	19銘柄	22.84%	19.99%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【国際インド債券オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産総額	6,791,089,758
負債総額	17,012,956
純資産総額（ - ）	6,774,076,802
発行済口数	10,770,181,851口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6290
（10,000口当たり）	（6,290）

（参考）

インド債券オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資産総額	23,051,360,513
負債総額	11,913,163
純資産総額（ - ）	23,039,447,350
発行済口数	9,939,802,050口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.3179
（10,000口当たり）	（23,179）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2023年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年 3月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	879	23,481,546
追加型公社債投資信託	16	1,418,837
単位型株式投資信託	91	407,169
単位型公社債投資信託	49	116,473
合 計	1,035	25,424,025

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(１) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		

預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

（２）【損益計算書】

(単位：千円)				
	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		67,963,712		79,977,953
投資顧問料		2,443,980		2,711,169
その他営業収益		21,613		13,459
営業収益合計		70,429,306		82,702,582
営業費用				
支払手数料	2	26,689,896	2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
--	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--

営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	2	2,726	2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による 累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日

効力発生日

令和2年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注１）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（３）投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注１）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「（３）投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093

	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361

その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702

繰延税金負債

前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
--	-------------------------------------	-------------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	2
未払法人税等	592,374
賞与引当金	2,634,965
役員賞与引当金	954,015
その他	86,040
流動負債合計	5,517
	18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447

純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	406,671	406,671	406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）
1株当たり純資産額	394,556.72円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款について2023年10月 1 日付で以下の変更を行います。

・商号の変更（三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更）

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額：342,037百万円（2022年 9 月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2022年 9 月末現在)	事業の内容
P a y P a y 銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,879 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	7,621 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
GMOクリック証券株式会社	4,346 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円 (2022年11月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

- (１) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (２) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。(2023年3月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 9月20日	臨時報告書

2022年12月 9日	有価証券届出書
2022年12月 9日	有価証券報告書
2022年12月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年５月17日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際インド債券オープン（毎月決算型）の令和４年９月13日から令和５年３月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際インド債券オープン（毎月決算型）の令和５年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。